

第2章 実施すべき対策

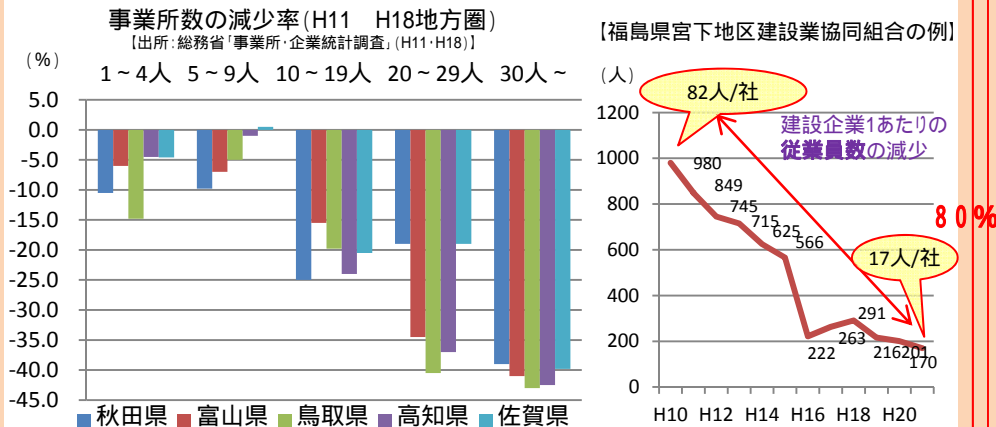
- 1 地域維持型の契約方式(1)

現状と課題

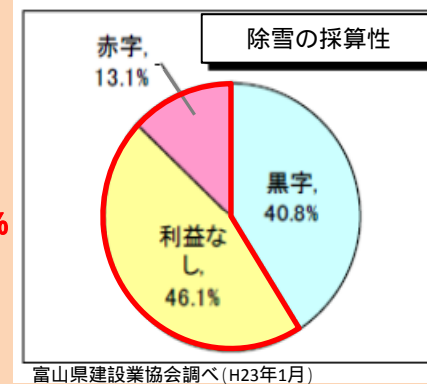
事業環境の悪化に伴い、災害対応、除雪、インフラの維持管理等(「地域維持事業」)を担う能力のある地域建設企業が減少。
 →このままでは地域社会の維持に不可欠な最低限の維持管理等までもが困難となる地域が生じかねない状況。
 地域の維持管理等が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制度においても担い手確保に資する工夫が必要。

担い手企業の小規模化

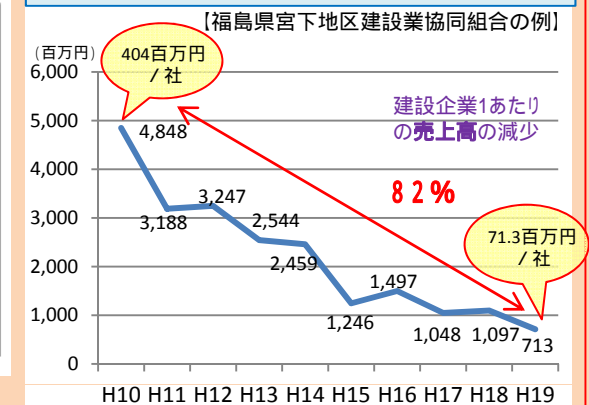
中核となる建設企業の大幅減、小規模化・零細化(地方圏で顕著)



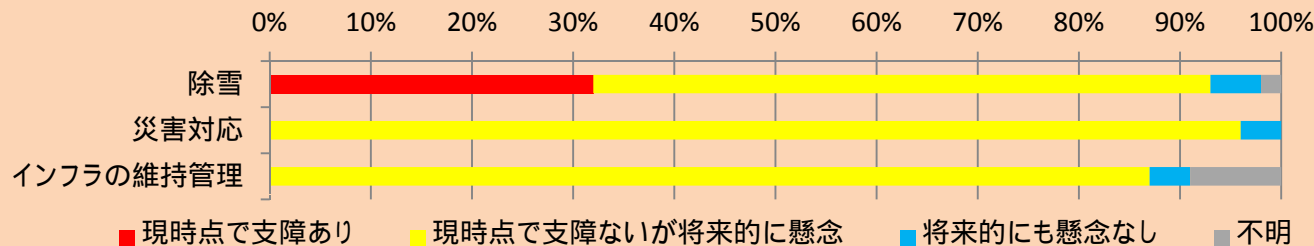
地域維持事業の低い採算性



他の事業で赤字を補うことも困難に



地域維持事業における都道府県の将来的な懸念



不調・不落の増加 (除雪) 【北陸4県・市町村】(H19)119件, (H20)183件, (H21)186件

出所:国土交通省「建設企業の災害対応、除雪、インフラの維持管理等に関するアンケート」及び北陸地方整備局(平成23年1月)

地域建設企業の特長

～東日本大震災における事例～

すぐ確実に現場に到達して活動
 地域の事情に精通し的確に対応
 被災者雇用の維持

- 2 地域維持型の契約方式(2)

課題を踏まえた対応の方向性

地域維持事業に係る経費の積算において、実態に即した適切な費用計上を行う。

災害対応、除雪、インフラの維持管理

地域に不可欠な維持管理を適切に行い得る担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、施工の効率化と施工体制の安定的確保の観点から、地域の実情を踏まえつつ、契約方式を工夫する。

(例えば、一括契約、複数年契約、地域精通度の高い建設企業(地域維持型の建設共同企業体等)との契約等)

契約は、適正な競争のもと、透明性の高い契約手続を通じて行う。

一括契約のイメージ例

(例1)

雪寒地域において、通常の維持管理業務と除雪業務を一括受注できれば、年間を通じて人や機械を遊ばせることなく効率的に使うことができる。

<降雪期>
(個別)

除雪業務

<その他期間>
(仕事なし)

<一括契約>

人や機械を両方で有効活用できる

除雪業務 + 除草、維持補修等

(複数年)
契約

(例2)

道路巡回と河川巡視を一括受注できれば、1台のパトロール車・運転手で両方の業務を効率的に行えるようになる。

<道路巡回(個別)> 車両1台 + 運転手1名 + 技術者1名

<河川巡視(個別)> 車両1台 + 運転手1名 + 技術者1名

<道路巡回・河川巡視の一括契約>

車両1台 + 運転手1名 + 技術者2名

(車両1台、運転手1名)

(複数年)
契約

(例3)

道路のA区間とB区間を一括受注できれば、1台の除草車で両方の区間の業務を効率的に行えるようになる。

<A区間の除草(個別)> 除草車1台 + 作業員1名

<B区間の除草(個別)> 除草車1台 + 作業員1名

<A区間・B区間を通じた一括契約>

除草車1台 + 作業員1名

除草車1台、作業員1名

ただし、作業時間は延長

(複数年)
契約

地域維持事業の実施を目的とした
新タイプの建設共同企業体(JV)
(個々の企業ではなく)

目指すべき姿

地域社会の維持、災害対応空白地帯の発生防止

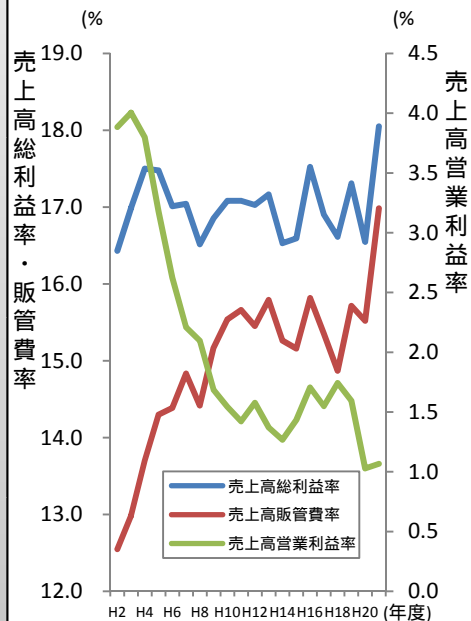
- 1 保険未加入企業の排除 (1)

現状と課題

建設投資の減少の中、技能労働者の処遇低下、若年入職者の減少
適正に保険加入し、人材育成を行う企業ほど競争上不利

経営、雇用状況の変化

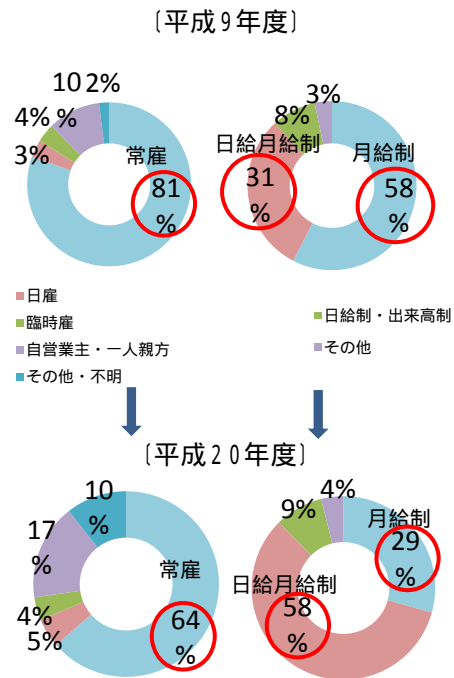
経営状況



出所: 財務省「法人企業統計」
資本金10億円以上の企業では、総利益率は13%程度から11%程度に低下、販管費率は8%前後で安定的に推移

雇用形態

給与支払形態

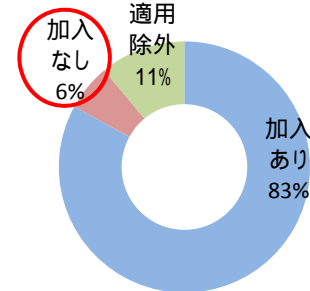


出所: 国土交通省「建設技能労働者の就労状況等に関する調査」

社会保険等の加入状況

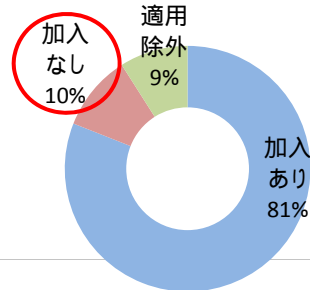
企業単位

元請企業 (公共事業)
< 雇用保険 >



約1割が未加入

< 健康保険・厚生年金保険 >



出所: 「経営事項審査」(H22)
下請企業は不明

労働者単位

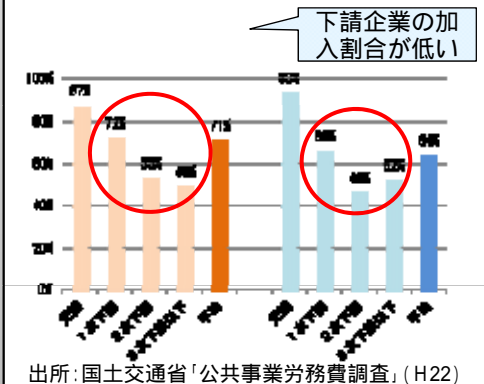
建設業全体

・雇用保険 : 61.0%
・厚生年金保険 : 61.9%

雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合
(出所: 総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」(H21))

公共事業の現場労働者

< 雇用保険・健康保険・厚生年金保険 >
・土木71% ・建築64%



出所: 国土交通省「公共事業労務費調査」(H22)

- 2 保険未加入企業の排除 (2)

行政、元請企業、下請企業が一体となった取組

1. 行政による指導監督方策

- 許可更新時の加入状況確認
- 公共工事参加者の加入状況確認
- 建設業担当部局による立入検査

社会保険担当部局との連携による加入徹底

2. 元請企業における徹底方策

- 元請企業による下請指導 行政によるチェック**
- 元請企業による下請指導責任の明確化
 - 下請企業の保険加入状況のチェック、指導
 - 施工体制台帳、建設現場の作業員名簿等を活用

3. 下請企業における徹底方策

- 下請企業による保険加入の徹底**
- 下請企業、再下請企業の保険加入の徹底
 - 労働者単位の加入状況の効率的なチェック
 - 建設業者団体による労働者の加入状況のチェック等

派生する課題への対応

- 法定福利費が適切に流れる取組み
 - 見積・契約額における労務費・法定福利費計上を周知徹底等
- 一人親方が増加しないようにする取組み
 - 請負及び雇用に関するルール（偽装請負の禁止等）の周知徹底等

目指すべき姿

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
企業間の健全な競争環境の構築

スケジュール

- 周知・啓発期間：1年程度
排除方策の進め方
- 大規模工事から順次拡大
 - 5年目途で目指すべき姿に

社会保険等の加入状況

企業単位

加入義務のある許可業者について
100%

労働者単位

製造業相当の加入状況を目指す

(参考) 製造業の加入状況

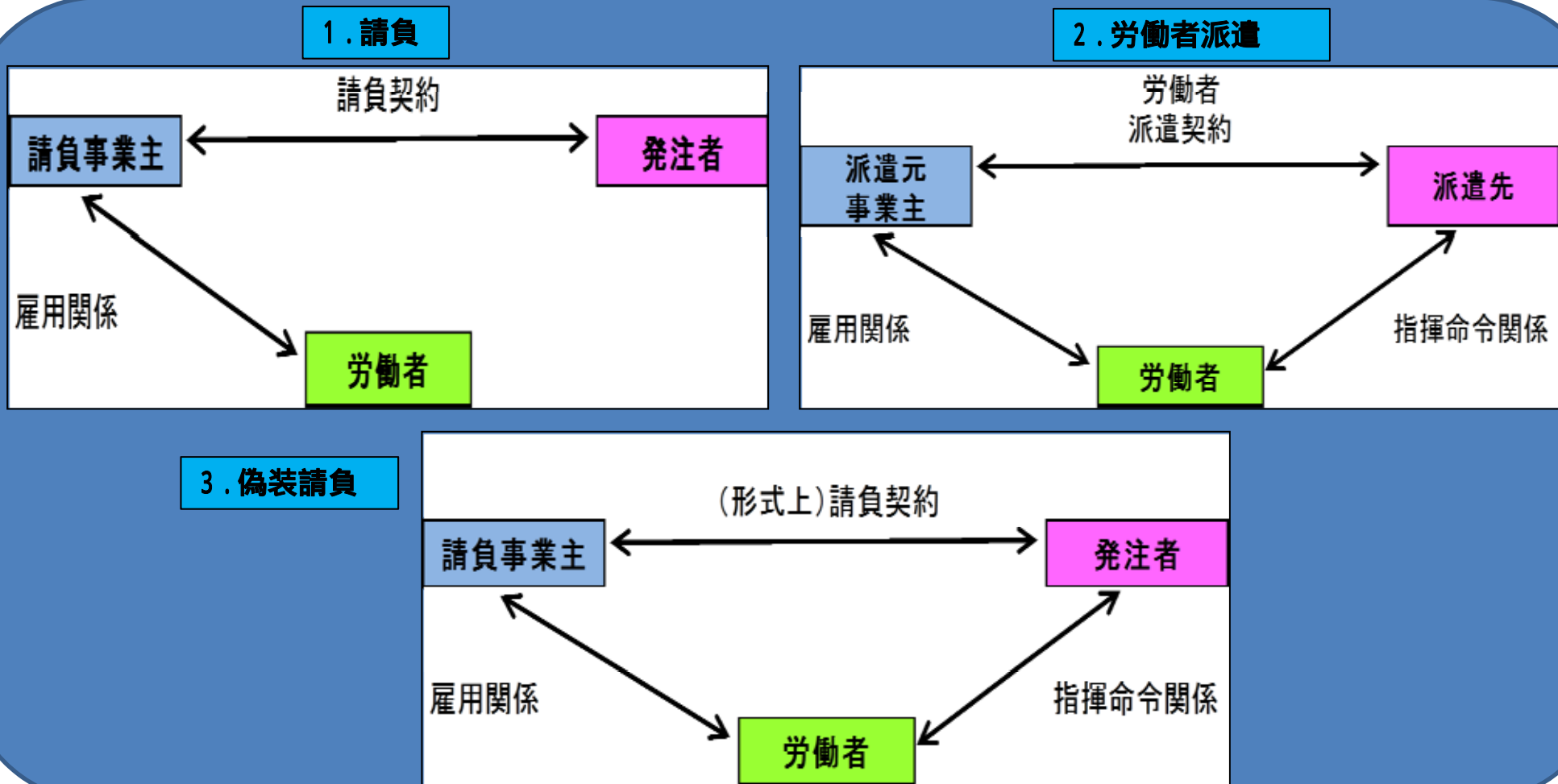
- 雇用保険 92.6%
- 厚生年金保険 87.1%

雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合

出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」(H21)

- 3 請負、労働者派遣及び偽装請負について

偽装請負とは、「請負」という契約方式をとっているが、実態は「労働者派遣」の形態で業務を行うこと。
建設業務（現場で直接生産に携わる技能工の業務等）については、**労働者派遣は禁止**されている。
偽装請負の問題点としては安全衛生等の責任があいまいになり、危険防止措置が十分に講じられないまま、**労働者が労働災害にあう等のおそれが高まる**こと。



- 4 基幹技能者の確保・育成・活用について

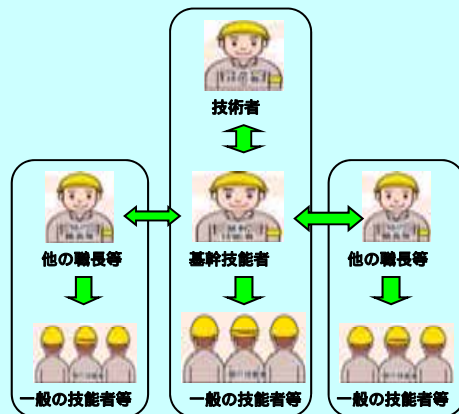
基幹技能者制度

概要: 基幹的な役割を担う建設技能労働者の講習資格制度(建設業法施行規則)

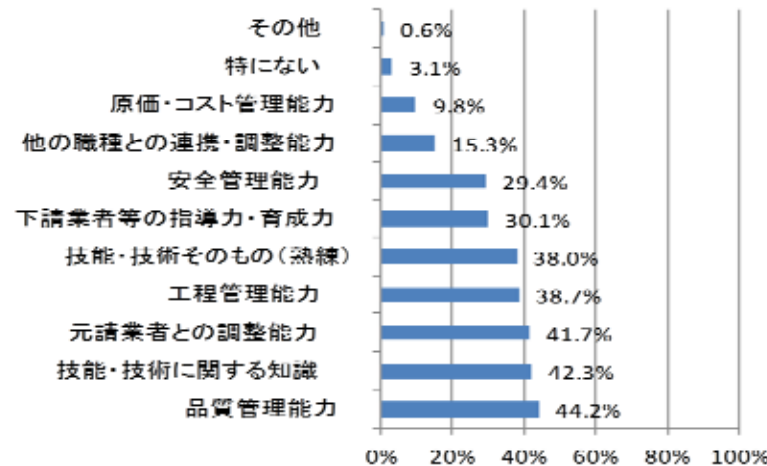
役割: 建設現場で総括職長として、安全管理、品質管理等について、横断的な調整、指導

要件: 実務経験10年以上、職長経験3年以上、最上級の技能資格取得等

現状: 27職種、27,397名(平成23年1月31日現在)



基幹技能者が優れている点



出所: (社)建専連「登録基幹技能者の評価・処遇に関するアンケート調査」(平成21年度)

民間の取組み

基幹技能者の職種ごとの育成、確保
 基幹技能者の有効性のPR
 優秀な基幹技能者の年収600万円への引上げ(日建連)

官民一体となり推進協議会を組織、取組を推進

国土交通省の取組み

基幹技能者の職種の充実
 公共工事における基幹技能者の評価

生産性の向上、品質・安全確保
 技能労働者の処遇改善

建設技能労働者への目標像の提示
 建設技能の承継

-5 公共事業労務費調査の人材確保・育成への活用

公共事業労務費調査における技能資格保有者の賃金水準
(資格取得のインセンティブ、キャリアパスへの活用検討)

職種	公共工事 設計労務単価 (全国単純平均)	1級技能士	登録基幹技能者 (基幹技能者を含む)
造園工	14,796	+9% ~ +13% (1級造園技能士)	-
とび工	15,347	+4% ~ +6% (1級とび技能士)	+7% ~ +13% (登録鷹・土工基幹技能者)
電工	15,628	-	+15% ~ +20% (登録電気工事基幹技能者)
鉄筋工	15,226	+3% ~ +4% (1級鉄筋施工技能士)	-
塗装工	15,009	+4% ~ +7% (1級塗装技能士)	+5% ~ +11% (登録建設塗装基幹技能者)
高級船員	20,685	-	+8% ~ +13% (登録海上起重基幹技能者)

職種	公共工事 設計労務単価 (全国単純平均)	1級技能士	登録基幹技能者 (基幹技能者を含む)
普通船員	16,406	-	+14% ~ +19% (登録海上起重基幹技能者)
型わく工	15,470	+3% ~ +5% (1級型枠施工技能士)	+4% ~ +9% (登録型枠基幹技能者)
内装工	15,334	+3% ~ +8% (1級内装仕上げ施工技能士)	-
ガラス工	14,713	+6% ~ +11% (1級ガラス施工技能士)	-
保温工	15,517	+3% ~ +8% (1級熱絶縁施工技能士)	-

平成22年度公共事業労務費調査のデータの有効標本のうち、集計に必要な資格保有者の標本数が集まった職種について、職種毎の都道府県別の平均額と資格保有者の平均額の差を全国加重平均し、標本誤差を加減して算定。

「-」は該当資格なしまたは標本が集まらなかったもの

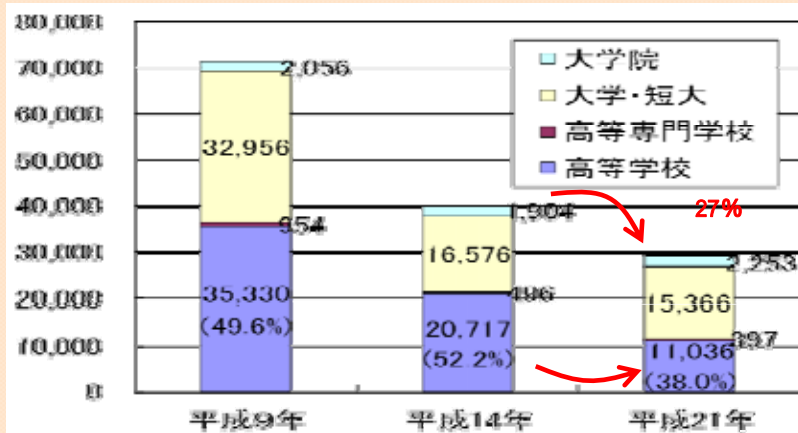
- 1 技術者データベースの整備(1)

現状と課題

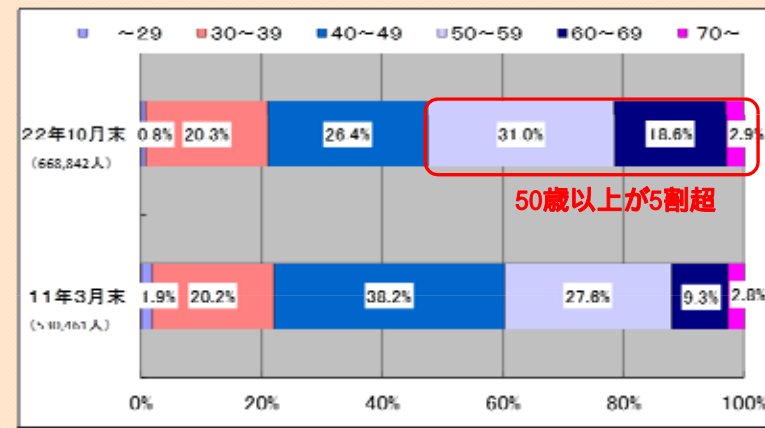
建設業の新規入職者数は減少しており、担い手となる技術者の世代交代の中で、優秀な技術者の確保、育成は喫緊の課題

工事の品質確保のためには、技術者の適正配置が重要であるが、技術者に係る監督処分は後を絶たない状況。特に民間工事においては十分な確認が行われていない状況。適正な施工や安全、環境に支障をきたすおそれ。

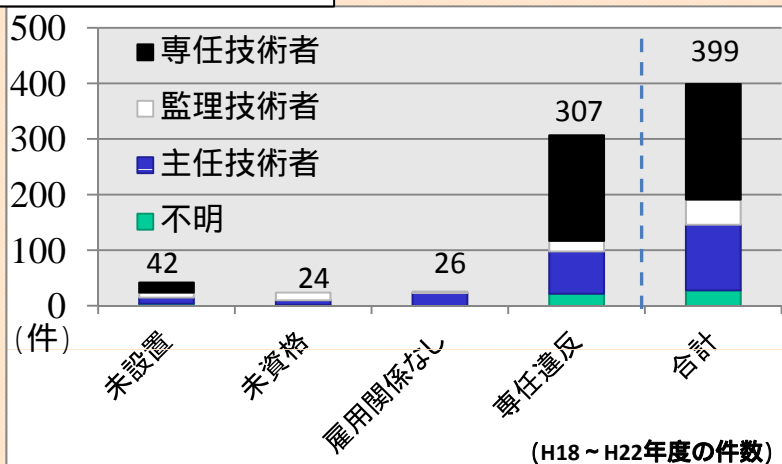
学歴別建設業新規入職者数



監理技術者の年齢構成



技術者の監督処分件数



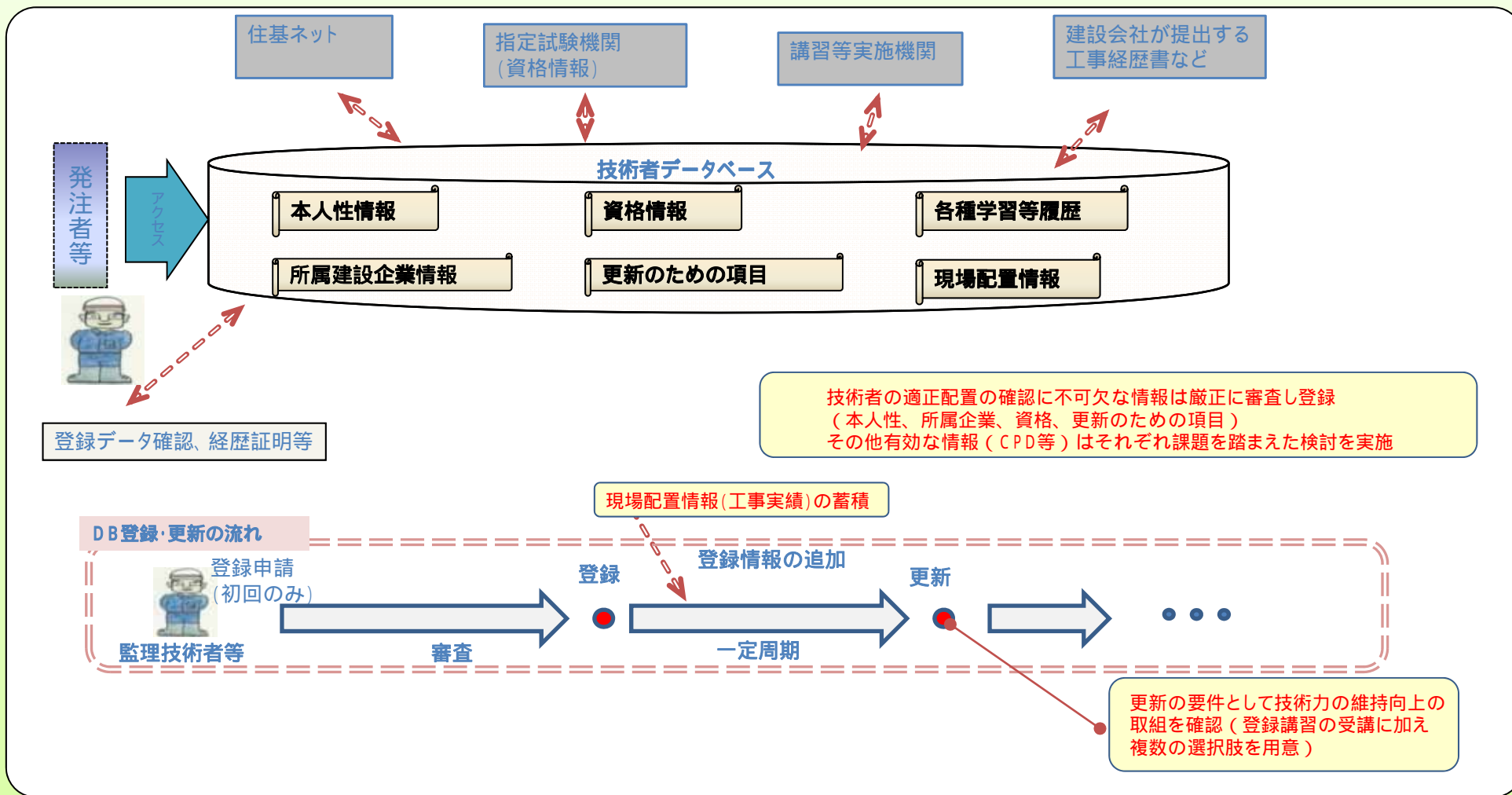
技術者等の情報の管理について

イギリス	データベース蓄積	約 160万人 (技能者等含む)
韓国	データベース蓄積	約 55万人
日本	監理技術者 資格者証保有者 ※ 技術者	約 67万人 ※約120万人(推計)

-2 技術者データベースの整備(2)

課題を踏まえた対応の方向性(1)

技術者に関するデータベースの整備



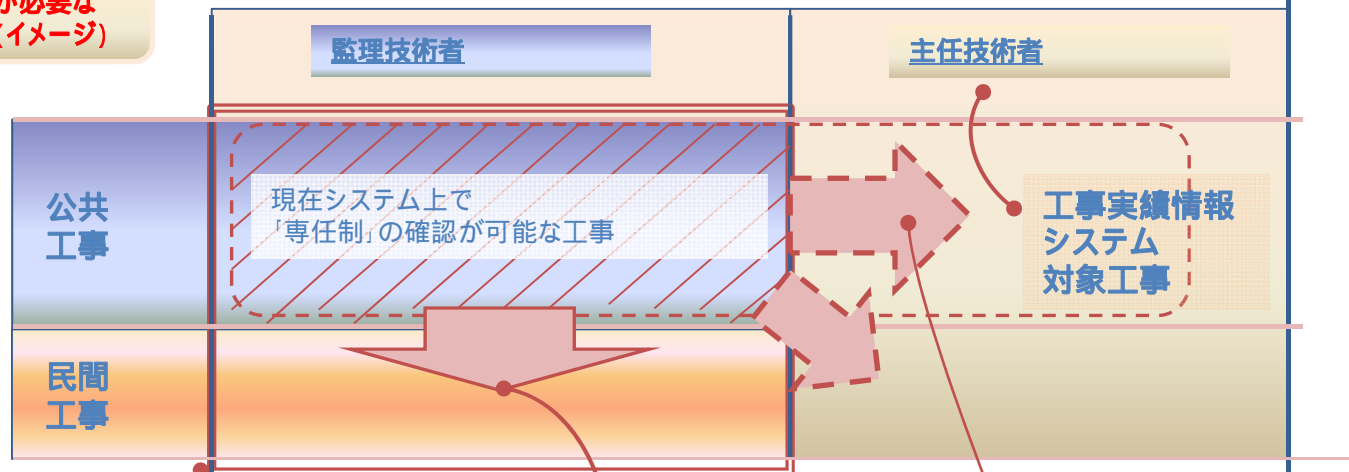
目指すべき姿

技術者の資質・技術力向上のインセンティブの付与
優秀な技術者の確保・育成

課題を踏まえた対応の方向性(2)

データベースによる技術者適正配置の推進

専任が必要な
工事(イメージ)

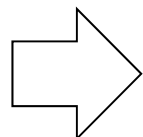


監理技術者情報のデータベース化

- ・確認行為の効率化
- ・不正表示等の防止

技術者の配置情報を収集することにより、
民間工事についても、システム上で、専任の確認が可能。

データベースの対象を主任技術者まで拡充
→ 確認行為の効率化、不正表示の防止
→ システム上で専任の確認が可能。
(段階的な拡充が有効)

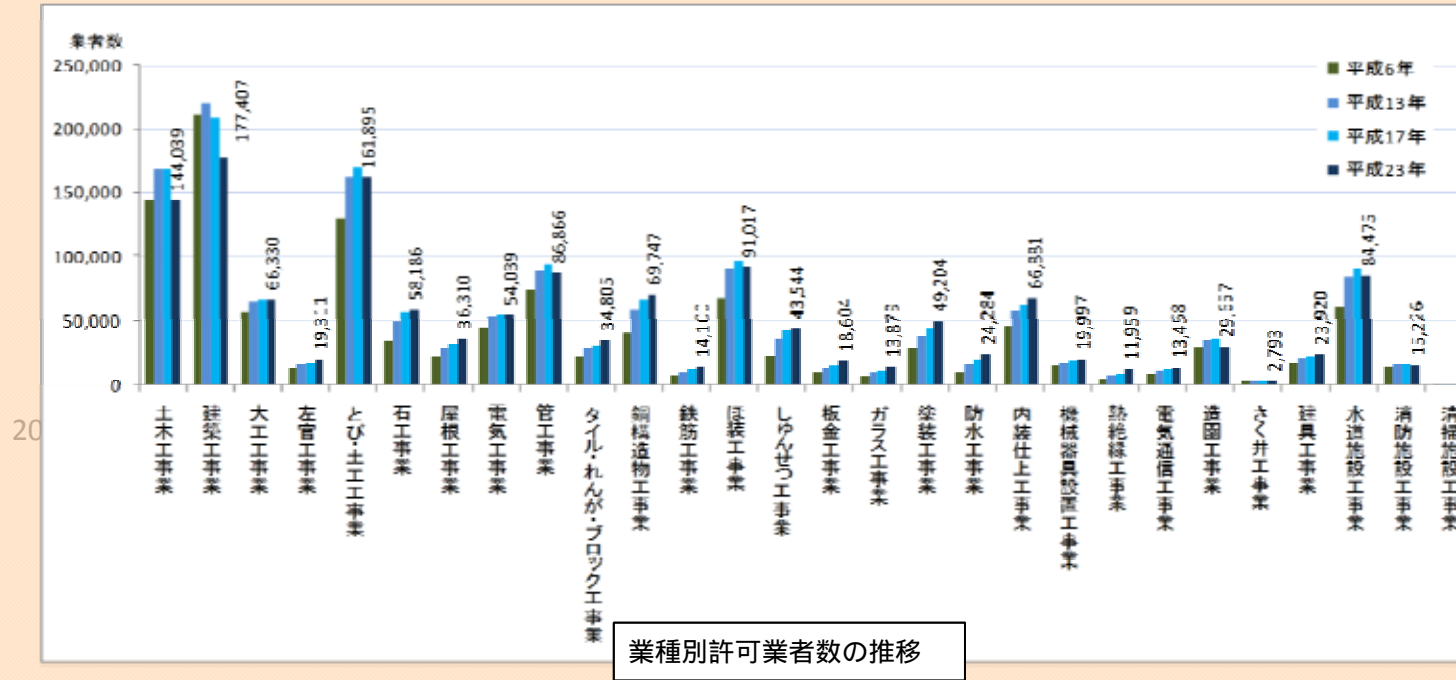


目指すべき姿

適切な確認方法の導入による適正配置の確保
(不良不適格業者の排除による健全な競争環境の実現)

業種区分の点検の必要性

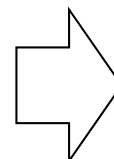
建設工事は多種多様な専門的技術の組合せにより行われており、業種別許可制度を採用現在の業種区分は、昭和46年に、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等より設定40年が経過する中で、実態と乖離しているおそれ



課題を踏まえた対応の方向性

業種区分の点検

業種区分の点検の視点を整理し点検を行い、必要な見直しを検討
(建設業界の意見も聴取し、総合的な観点で検討)

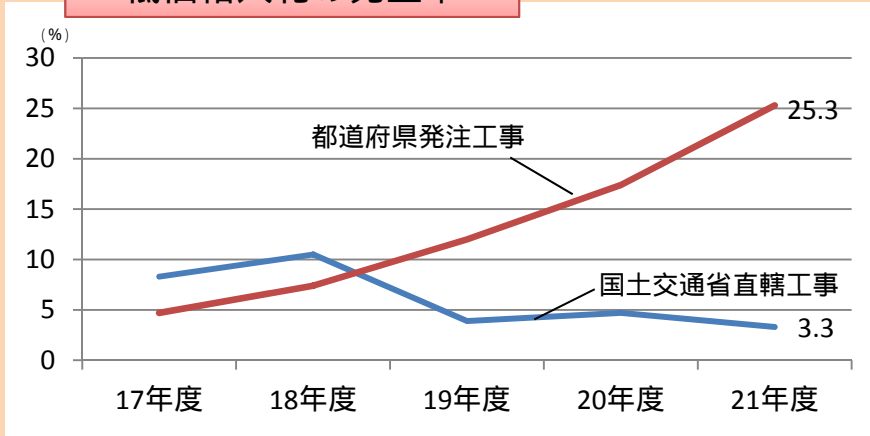


目指すべき姿

時代のニーズや経営環境の変化に対応した技術者制度の適切な運用

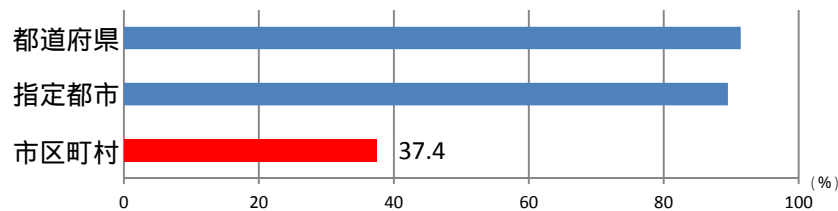
現状と課題

低価格入札の発生率



低入札価格調査基準価格

(国並み水準以上に設定している自治体の割合)



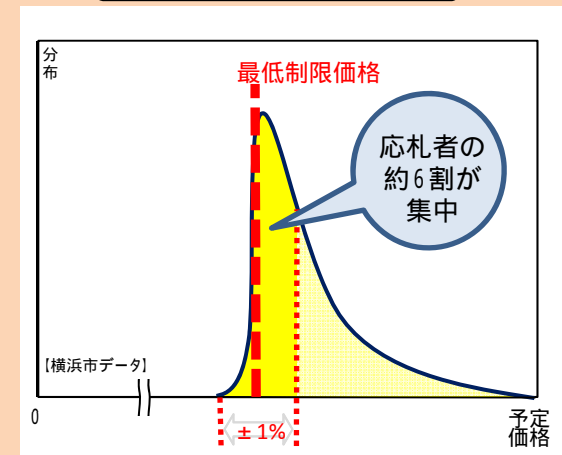
予定価格の事前公表(都道府県の36団体)

くじ引き落札の多発

入札行動のゆがみ

事前公表 13.5% > 事後公表 5.7%

2.4倍



課題を踏まえた対応の方向性

- ・調査基準価格を、国の調査実績に基づく水準に見直し
- ・予定価格等の事前公表の取りやめ

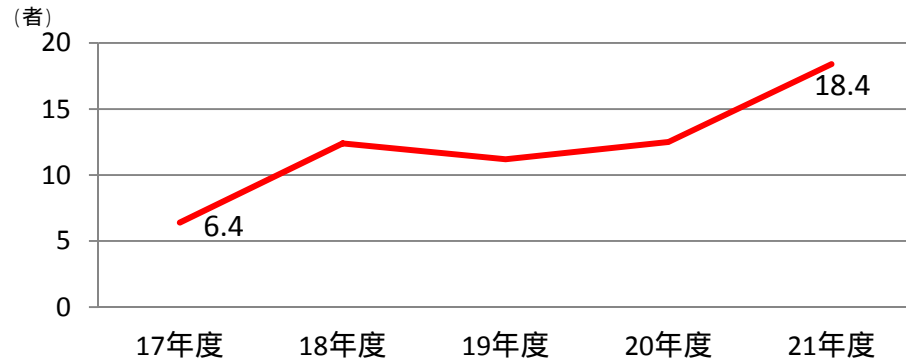
目指すべき姿

工事の品質確保、下請へのしわ寄せ防止 等

- 2 落札決定の効率化 (段階選抜方式)

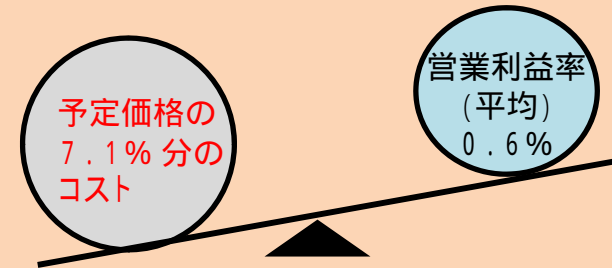
現状と課題

平均入札参加者数 (国土交通省直轄のWTO対象工事)



国土交通省 (港湾空港を除く) 発注の一般土木工事

総合評価の技術提案・審査に多くのコストを要している (H21)



予定価格の7.1%が受発注者全体のコストとなっている。

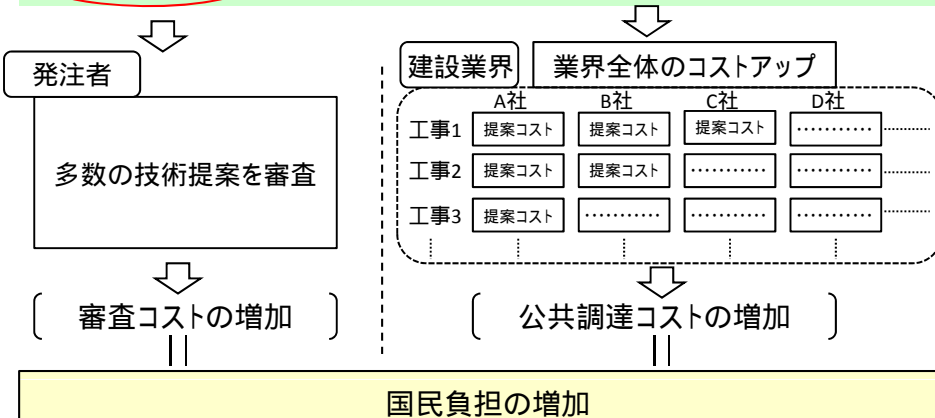
(平均入札参加者数18.4者 の場合の試算)

建設企業の営業利益率は0.6%。

(2010年7月 日建連法人会員決算状況調査)

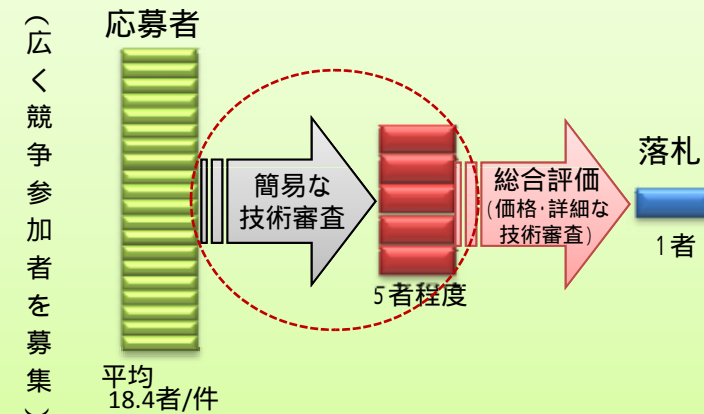
入札契約手続に要した審査コスト(発注者)及び技術提案コスト(建設企業)は、最終的には、国民負担の増加につながるおそれ。

平均入札参加者数が18.4者 多数の工事において、多数の企業が、多数の技術提案を作成。



課題を踏まえた対応の方向性

段階選抜のイメージ



目指すべき姿

受発注者の手続コストの縮減

現状と課題

地域企業の活用により円滑・効率的な施工が期待できる工事

大規模工事や高度な技術力が必要な工事

都道府県のうち
6 団体が地域企業の
活用方針がない

的確・整合的な運用確保に課題

下請として地元企業を活用することが有用な場合がある。

課題を踏まえた対応の方向性

[地域要件]

各地方公共団体による運用方針の策定を促進

[地元企業活用型の総合評価]

地元の下請や資材会社を活用する元請を入札時に加点評価

目指すべき姿

地域企業の適切な活用による適正な施工の確保

- 4 入札契約制度改革の推進(その他)

現状と課題

- ・下請代金に関し、下請負人へのしわ寄せが多発
- ・元請企業の倒産は下請企業の連鎖倒産につながるおそれ
- ・請負契約の片務性の問題は、建設業の健全な発達と適正な施工を妨げるおそれ

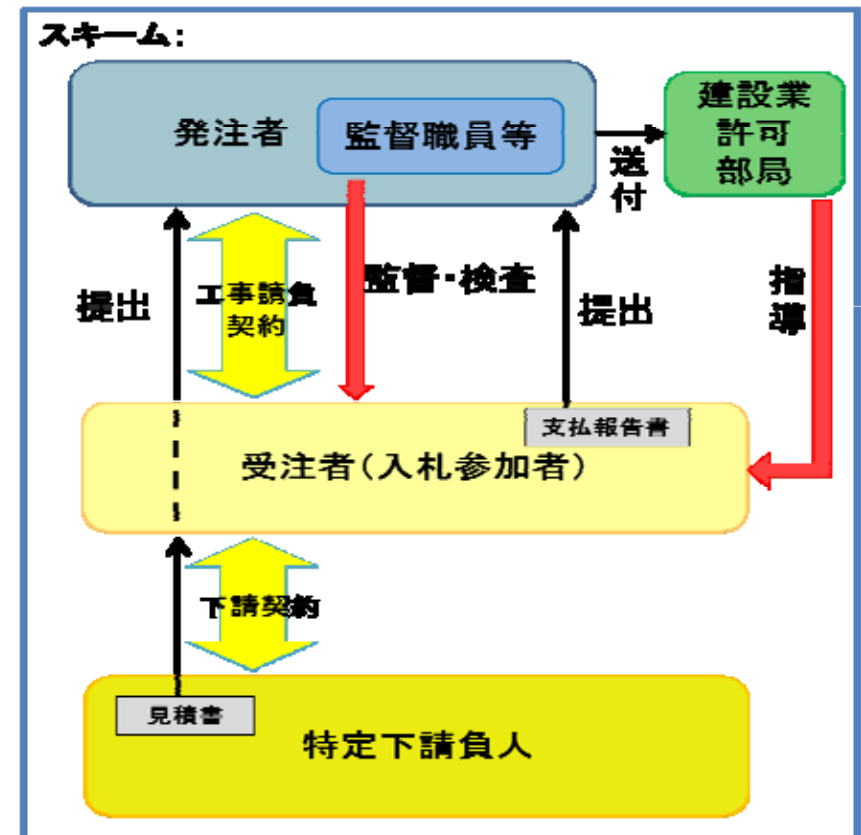
課題を踏まえた対応の方向性

- ・下請企業の見積を踏まえた入札方式
- ・支払ボンドの試行導入に向けた取組
- ・受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

「支払ボンド」とは

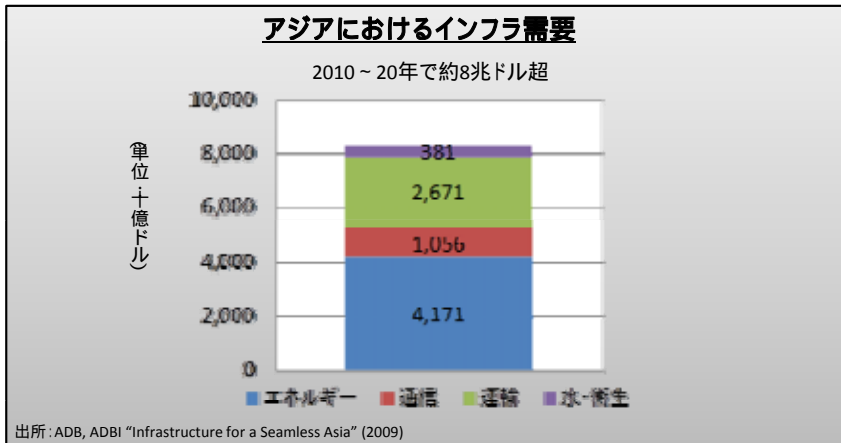
元請企業による下請代金の不払が生じた場合に、金融機関が下請企業への支払を保証する保証証書(支払ボンド)を、元請企業があらかじめ発注者に提出する仕組み。

下請企業の見積を踏まえた入札方式(スキーム)



- 1 海外展開支援策の強化(1)

1. 必要性



世界の建設投資の現況

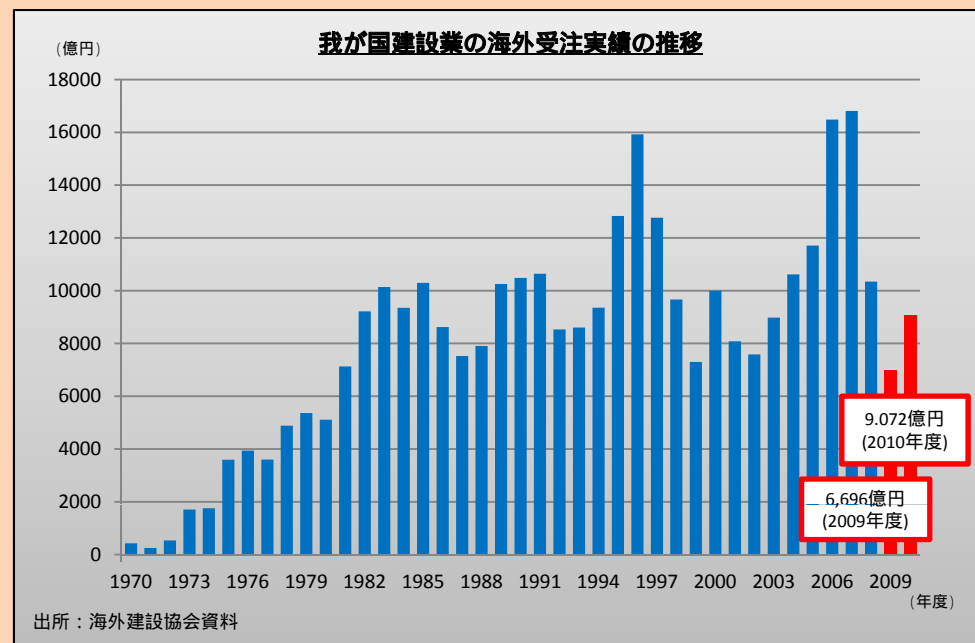
(単位: 億米ドル)

	日本	アジア太平洋	中東・アフリカ (MENA)
GDP	54,381.3	102,551.0	17,300.0
日本を100とした場合の割合	100	189	32
建設投資	4,454.3	25,898.0	1,087.0
日本を100とした場合の割合	100	581	24
建設投資の対GDP比	8.2%	25.3%	6.3%

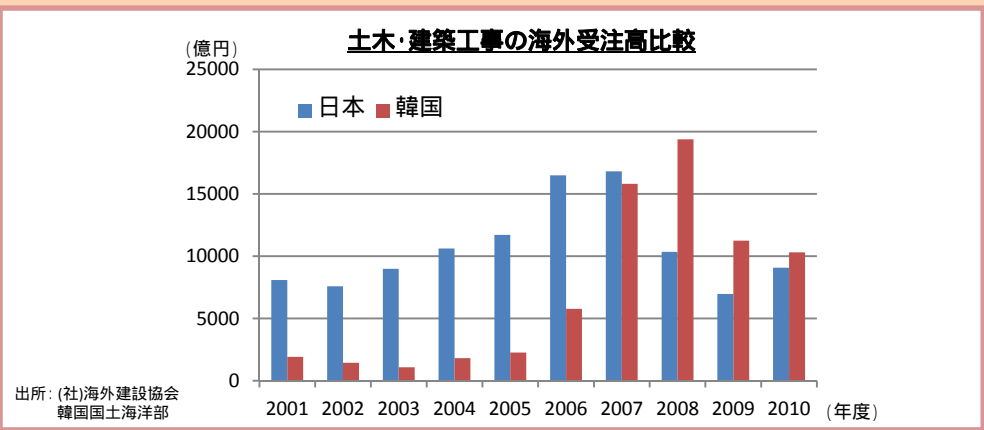
▶日本は2010年度、アジア太平洋、MENAは2009年。
出所: 財団法人建設経済研究所「建設経済レポート・2011年4月版」

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、国土交通省成長戦略(平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議報告)においても、海外展開を推進することとしている。

2. 現状



韓国等諸外国では政府が手厚い支援策を講じている例もあり、競争が激化。



- #### 【韓国の支援策】
- ▶ 「海外建設総合情報サービス網」により発注情報、建設環境情報等を提供。(155ヶ国)
 - ▶ 「海外建設教育訓練プログラム」の実施、教育・セミナーの実施。(年1,400人)
 - ▶ 「中小企業受注支援センター」における専門家による業務支援相談の実施。

3. 当面の施策の方向性

1. 契約・リスク管理の強化

- ・契約・リスク管理の重要性についての意識改革の推進。
- ・国内における国際的な発注・契約方式を取り入れた公共工事の実施の検討、試行。
- ・海外建設ホットラインの拡充。
- ・貿易保険の活用。

2. 情報収集・提供の強化

- ・主要国の建設環境情報やトラブル情報等を収集・提供する仕組みの構築。
- ・JETROとの連携強化
- ・中小企業向け相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、専門アドバイザーとの相談をアレンジ。

3. 人材育成の強化

- ・業界における人材育成体制の構築。
- ・研修プログラムの作成、公開講座に対する支援。
- ・我が国留学生、外国人研修生等に関する海外建設人材情報データベースの構築支援。
- ・日本型の建設マネジメントについて経験等有する現地人材の育成。

4. 事業初期段階からの戦略的支援・海外進出意欲の醸成

- ・トップセールスの展開。
- ・建設企業等による案件形成支援。
- ・建設交流会議(PRセミナー)の開催、国際見本市への参画等。
- ・融資(JBIC、政投銀等)の活用促進。
- ・海外現地法人の海外建設工事の完成工事高等を経営事項審査の評価の対象とする方向で検討。

5. 国際建設市場の環境整備

- ・途上国等にみられる外国業者に対する外資制限の緩和等、非関税障壁の撤廃交渉(WTO、二国間)。
- ・投資協定(BIT)、経済連携協定(EPA)の活用。

目指すべき姿

**各企業、業界団体、政府が一体となって、
中小建設企業等を含めた我が国建設産業の海外展開を推進**

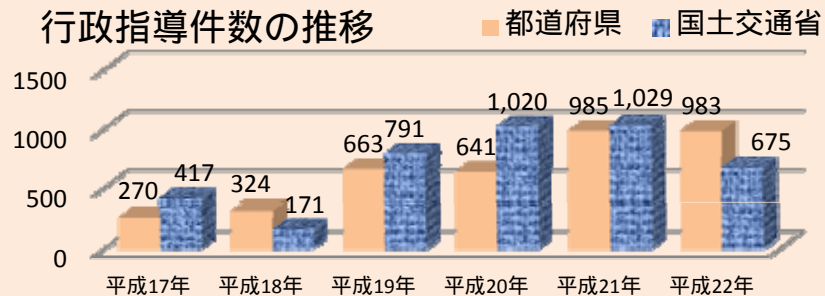
現状と課題

建設業許可業者数について

H23年3月末現在

総数	内訳		知事 / 総数
	大臣	知事	
498,806	9,735	489,071	98.0%

行政指導件数の推移



指導件数は建設業法41条に基づく指導・助言・勧告を集計したもの。

(、ともに国土交通省調べ)

都道府県の指導監督体制と行政指導の状況

- 許可業者数の98%は知事許可業者 (H23年3月末現在)
- 都道府県の建設業指導監督担当職員数は418人、1県あたり9人 (H20年2月現在)
(整備局は180人、1局あたり18人 (H23年4月現在))
都道府県、整備局ともに他業務との兼任者、併任者を含む。
- 年間平均指導件数が50件以上の都道府県数 5
- 年間平均指導件数が10件未満の都道府県数 34
うち年間平均指導件数が1件未満の都道府県数 17
- 平成22年の平均指導件数は、1県あたり21件
(整備局は1局あたり68件)

課題を踏まえた対応の方向性

国と都道府県の連携強化による排除の徹底

- 【対策例】
- 建設業取引適正化推進月間等における都道府県と合同での立入検査・業者向け講習会等の実施
 - 国から都道府県に対する立入検査要領・審査手法等などのノウハウの提供、研修会の開催
 - 建設業者への立入検査を行う職員の資格の緩和
 - 特に悪質な知事許可業者に対する国土交通省職員による立入検査の実施
 - 行政庁のマンパワー不足を補完する効率的な方策の整備を検討 (技術者データベース)

現状と課題

【現状】

地域の建設業は、過剰供給構造の中で企業の小規模化、軽量化が進み、建設企業が従来地域社会の維持のために担ってきた**役割が果たせていない状況**も生じている。

他社との協業化や企業連携、合併等の企業再編、あるいは転業、廃業などへの意向は必ずしも高くない。

【課題】

建設企業が持続可能となるよう**過剰供給構造を是正**することが必要であり、企業再編等が効果的に行われるよう、希望する企業に対して**円滑な実施が可能となる環境を整備**することが必要

課題に対応した支援策の方向性

【企業再編等の際に必要な事項】

経営状況の把握・分析や経営戦略の検討
企業再編等に必要な情報等の入手

債権債務等の法律関係の整理
資金面でのバックアップ

【検討すべき施策】

中小企業診断士に加えて、公認会計士、弁護士など、**外部専門家による支援体制**の強化

地元金融機関との連携を図ることによる**資金面での対応**を含めた計画の策定支援

合併・事業譲渡を希望する建設企業同士の**情報のマッチング**

建設企業が転業・廃業に踏み切るメルクマールとなる**廃業診断マニュアル**の作成

現状と課題

【現状】

建設投資の減少とPPP / PFI、リフォーム、維持管理(インフラマネジメント)等の新たな市場の拡大
新事業展開についてはこれまで期間限定の予算事業による支援のみであり、継続的な支援・フォローが不足
(資金助成) ・新分野等進出モデル事業(H15 ~ H20) ・建設業と地域の元気回復助成事業(H20 ~ H22)
(相談支援) ・ワンストップサービスセンター事業(H17 ~ H22)

【課題】

新たな市場への参入は課題だが、新事業展開に対するノウハウが蓄積されていない
新たな市場において中心的な役割を果たしていくための能力の底上げが課題



課題に対応した支援策の方向性

【新事業展開を行うに当たって必要となる事項】

新事業展開を行う取組に対する継続的なフォロー 企画・立案・調整能力の底上げ
ノウハウの蓄積 新事業展開に必要な資金の調達

【検討すべき施策】

建設企業の新事業展開への継続的な支援を行う体制を構築

建設企業が新たなノウハウを取得・蓄積するための支援体制の確立

優れた新事業展開への資金調達を可能とする施策

現状と課題

【現状】

民間における資格制度の整備等が進められる一方、国交省でも「CM方式活用ガイドライン」(H14)を公表するなど、かねてよりその導入促進の取組が行われてきた。

CM市場は拡大傾向にあるが、公共市場における導入はあまり進んでいない。

【課題】

CM方式の共通ツールの整備、制度的制約の在り方、CM方式の普及・啓発等の課題が存在
建設投資が減少する中で、大手・中堅企業の高い技術力・事業企画力を生かしたCM市場の開拓の余地は大きい。



課題に対応した支援策の方向性

【今後の対応】

コスト・プロセスの透明化や適正施工の確保等の意義があるため、制度化に向けて関係する専門家の助言を得ながら継続的に検討することが必要

CM方式のメリットに関する発注者の理解の促進